様式第三十七（第26条の２第１項及び第２項関係）

整理番号（注１）		

表示付認証機器使用廃止及び廃止措置計画届

［略］

放射性同位元素等の規制に関する法律第27条第１項及び第28条第２項の規定により表示付認証機器の使用の廃止及び廃止措置計画を届け出ます。

［略］

注　１～５　［略］

備考１～３　［略］

様式第三十八（第26条の２第１項及び第２項関係）

整理番号（注１）		

表示付認証機器届出使用者　死　亡
解　散　及び廃止措置計画届
分　割

［略］

放射性同位元素等の規制に関する法律第27条第３項及び第28条第２項の規定により、表示付認証機器届出使用者の　死　亡
解　散　及び廃止措置計画を届け出ます。
分　割

［略］

注　１～６　［略］

備考１～３　［略］

様式第三十九（第29条の３関係）

整理番号（注１）		

濃　度　確　認　申　請　書

正本には、所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。　（注２）

年　　月　　日

［略］

放射性同位元素等の規制に関する法律第33条の３第１項の規定により濃度確認を申請します。

［略］

注　１　［略］

２　「所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。」　原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録濃度確認機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録濃度確認機関の濃度確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録濃度確認機関に納付すること。

様式第三十七（第26条の２第１項及び第２項関係）

整理番号（注１）		

表示付認証機器使用廃止及び廃止措置計画届

［同上］

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第27条第１項及び第28条第２項の規定により表示付認証機器の使用の廃止及び廃止措置計画を届け出ます。

［同上］

注　１～５　［同上］

備考１～３　［同上］

様式第三十八（第26条の２第１項及び第２項関係）

整理番号（注１）		

表示付認証機器届出使用者　死　亡
解　散　及び廃止措置計画届
分　割

［同上］

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第27条第３項及び第28条第２項の規定により、表示付認証機器届出使用者の　死　亡
解　散　及び廃止措置計画を届け出ます。
分　割

［同上］

注　１～６　［同上］

備考１～３　［同上］

様式第三十九（第29条の３関係）

整理番号（注１）		

濃　度　確　認　申　請　書

正本には、所定の金額の収入印紙をはり、消印をしないこと。　（注２）

年　　月　　日

［同上］

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第33条の３第１項の規定により濃度確認を申請します。

［同上］

注　１　［同上］

２　「所定の金額の収入印紙をはり、消印をしないこと。」　原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録濃度確認機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録濃度確認機関の濃度確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録濃度確認機関に納付すること。